

セッションの公開について（案）

1 会議について

本セッションの会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他議長が必要と認める場合については、非公開とする。

2 会議で使用した資料について

(1) 取扱い

本セッションの会議で使用した資料については、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他議長が必要と認める場合については、非公開とする。

(2) 公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

3 議事要旨について

(1) 取扱い

本セッションの会議については、原則として議事要旨を作成し、公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他議長が必要と認める場合については、議事要旨の該当部分を削除した上で公開することができる。

(2) 公開の方法

事務局において、セッション開催後議事要旨を速やかに作成し、構成員の承認を得て、一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。